



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 11月18日(月)
(2024年)

No. 16265 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

(副引用発明の『上位概念化』が認められ、「除くクレーム」の
進歩性が否定された事例。) [上] (全2回)

一知財高判令和6年11月11日・令和4年(行ケ)第10118号「プログラム」<本多裁判長>、令和5年8月10日判決言渡一

【本判決の要旨、若干の考察】

1. 特許請求の範囲(請求項2)

「タッチパネルディスプレイを有する制御装置であって、

前記制御装置とは異なる制御対象機器の状態を前記制御対象機器から取得する第1手段と、

前記取得した状態に基づいて、前記制御対象機器の状態を示す状態表示を、前記制御対象機器の状
態に応じた表示態様で前記タッチパネルディスプレイに表示させる第2手段と、

前記状態表示の表示態様を更新するタッチ操作に応じて、更新後の前記状態表示の表示態様と前記



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
www.giplaw-osaka.co.jp mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治

弁理士 夫 世進
弁理士 本田 恵
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝※
弁理士 岡崎 信治

弁理士 福山 正寿
弁理士 石川 貴之
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

弁理士 合路 裕介※
弁理士 金田 祥子
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子

(日本弁理士ABC順)

中国弁理士 鄭 徳虎 韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)